

第4章 権利の主体

QUESTION

複数の請求項のうち一部の請求項のみが冒認された場合、移転登録請求はどの範囲で認められるか？——冒認された請求項の部分のみか、特許権全体の共有か、特許全体を取り戻して単独所有となるのか。

解説

発明者をX、冒認者をYとすると、

1つ目が、冒認された請求項の部分のみXの単独所有、他の請求項はYの単独所有となる。この立場だと、各請求項ごとに発明が成立するという考え方と整合するが、明細書がばらばらになりうる。

2つ目が、特許権全体をXとYが共有する。これは複数の請求項全体で一つの発明という考え方と整合する。Xは、自己が発明していない部分（他の請求項部分）についても独占権を有するが、共有としての制約を受ける（⇒p86-p88）。

3つ目が、Xの単独所有である。Xは、自己が発明していない部分（他の請求項部分）についても独占権を有することになるが、不当利得の範囲として広すぎるという批判がありうる。

QUESTION

冒認等出願に係る発明の方が真の権利者がした発明の上位概念であってそれよりも広いものである場合、移転登録請求はどの範囲で認められるか？——真の発明が製品などの下位概念で、冒認等出願が技術思想などの上位概念の場合、上位概念の発明について共有となるのか、上位概念の発明について単独所有となるのか。

解説

発明者をX、冒認者をYとすると、

1つ目が、上位概念の発明について共有である。Xが発明していない部分（上位概念—下位概念）についても、Xが独占権を有するが、共有としての制約を受ける（⇒p86-p88）

2つ目が、上位概念の発明について単独所有である。Xが発明していない部分（上位概念—下位概念）についても、Xが独占権を有するが、不当利得の範囲として広すぎるという批判がありうる。